

令和2年11月作成

工事・作業許可申請要領

下田海上保安部

工事・作業許可申請要領

※ 工事・作業許可申請書は第9号様式・A4版を使用し、着手希望日の1ヶ月前までに申請者が申請して下さい。

※ 下田海上保安部管内の工事・許可申請書については本紙を2部、熱海・伊東港にかかる分については伊東MPSに関わるため3部提出して下さい。
なお、1部は許可の際、申請者に返却します。

申請書類作成要領

1 工事・作業許可申請書 ※第9号様式の記載要領

(1) 目的及び種類

単に契約名を記載するのではなく、具体的に記入して下さい。

例：下田港〇〇防波堤維持に関する潜水調査。

松崎港浚渫工事に伴う〇〇埋め立て工事区域への土砂運搬投入工事

(2) 期間及び時間

期間は、契約工期ではなく保安部長許可申請にかかる工期を記入して下さい。

例：令和〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日（予備日〇〇月〇〇日～〇〇日）日出～日没
令和〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日（実作業3日間）

(3) 区域または場所

区域は工事・作業区域をはっきり示すこと（〇〇m×〇〇m）

例：伊東港〇〇岸壁の〇〇部分（図面、写真等を添付）

(4) 方法、(5) その他の項目は、枠内に記載できない場合は「別添による」と記載し、その作成要領は次のとおりとします。

2 請負契約書、注文書または発注証明書の写し

受注者名、発注者名（印あり）及び契約期間があるもの。（請負契約書等で正式な契約が整っていない場合は印なしのものを添付し、整い次第差し替えて下さい）

3 他官庁の許可・届出書等の写し

- ・他官庁にて審査に時間の要するものについては、許可・届出申請書の写しを添付し、許可後に差し替えて下さい。
- ・港湾工事にかかる水域占有許可書の写し（該当する場合）
- ・火薬類消費許可（花火の打ち上げ等）
- ・土砂等の受け入れ事前協議書、公有水面埋立許可書、水底土砂の海洋投入処分許可書（該当する場合）

4 施工計画書

(1) 施工概要及び期間

- ・施工概要については、工事目的及び施工方法について簡単に記載して下さい。
- ・期間については、契約工期ではなく、申請期間を記載して下さい。

(2) 位置図

- ・全体図（縮尺の小さいもの）及び拡大図を添付して下さい。

(3) 工程表

- ・申請工期に合わせて作成して下さい。（陸上工事と海上工事をきちんと区分し、また、深淺測量等がある場合は、事前準備等とせず、明確に記載して下さい。）

(4) 施工フロー図

- ・工程表の工種に合わせて作成して下さい。

(5) 施工方法

- ・施工フロー図に合わせ、各工種毎に簡潔に記載し、説明図等にて分かり易く記載。
- ・専門用語を避けて、分かり易く記載。
- ・狭い海域での作業の場合は、作業区域から対岸までの可航幅を記載。
- ・埋立区域への土砂運搬等、定期的な船舶の運航がある場合にはサイクルタイム表を作成し、1日あたり運航隻数、運搬土量等を明確にして下さい。
- ・工事区域明示等のために標識灯を設置する場合は、設置場所を記入し、標識灯の性能表を添付して下さい。

（塗色、灯色、灯質、光達距離等）

- ・えい航作業がある場合には、えい航姿図を添付して下さい。
- ・資機材等の海上運搬がある場合は、運搬経路図を添付して下さい。

（法定航路等が記入されたもの）

5 安全対策

- ・別紙「安全対策記載例」を参考にして、作業内容に合わせて作成して下さい。
- ・作業船の避難先、夜間停泊場所等を記載して下さい。

6 緊急連絡系統図

- ・別紙「緊急連絡系統記載要領」を参照して作成して下さい。

※局番なしの118番、または下田海上保安部0558-25-0118

7 警戒船管理運用要領

- ・警戒船が配備される場合には別紙「警戒船管理運用要領」を作成して下さい。
- ・警戒船に関する管理(警戒業務管理者)及び警戒要員(専従警戒要員)は受講証明書の写しを添付して下さい。

8 関係先への周知状況

- ・船舶交通に影響大きい工事・作業については、周知用ポスター等を作成し、関係先に周知を行うとともに、周知先一覧表とともに申請書に添付して下さい。

9 使用船舶一覧

- ・船舶を使用する場合は、別紙「使用船舶及び操縦者一覧表」を添付して下さい。

10 磁気探査結果報告書

- ・浚渫、床堀及び杭等の打ち込みがある場合には添付して下さい。

11 試験報告書

- ・ケーソン等の中詰材としてスラグ類の利用がある場合に添付して下さい。

12 その他

- (1) 工事・作業に着手した場合は着手届(様式 1)、竣工した場合は竣工届(様式 2)を速やかに提出して下さい。(FAX による届出も可能です FAX/電話番号 0558-23-0145)
- (2) 作業内容に変更が生じた場合は、内容変更申請(様式 3)を変更前に申請して下さい。(変更内容によって申請書類が異なる事があるので事前に相談して下さい)
- (3) 着手・竣工届(様式 1・2)及び使用船舶(追加・変更)届(様式 5)の届出者については、工事・作業許可申請書内に当該届出を申請義務者に代わって届け出る者(現場責任者・現場代理人等)を予め指名することにより、以降の届出をその者から届け出ることが出来ます。

【申請書類の綴り方（順番）】

港則法第31条に基づく工事・作業許可申請書の申請については、書類の綴り順がバラバラであると、申請内容を把握するのが煩雑となり、その結果審査期間が長くなるほか、修正等の依頼をお願いすることがありますので、下記の標準綴りにて提出していただけるようご協力をお願いします。

記

- 1 許可申請書(様式9号)
- 2 他官庁の許可・届等(写し)
- 3 請負契約書、発注証明書等(写し)
- 4 施工計画書
 - (1) 施工概要
 - (2) 施工位置図
 - (3) 工程表
 - (4) 施工フロー図
 - (5) 施工方法
- 5 安全対策
 - (1) 組織図
 - (2) 安全対策
 - (3) 水域利用者との調整状況(必要に応じて)
- 6 緊急連絡系統図
- 7 警戒船管理運用要領(必要に応じて)
- 8 関係先への周知状況
- 9 使用船舶一覧(必要に応じて)
- 10 磁気探査結果報告書(必要に応じて)
- 11 試験報告書(必要に応じて)
- 12 その他(必要に応じて)

安全対策記載例

安全対策記載例はそのまま使用せず、申請工事・作業の形態にあったものに変えて記載して下さい。

共通安全対策記載例

※船舶の使用がある場合

- 1 現場には許可書または写しを携行し、同書記載の安全対策の各事項をすべて作業員に予め周知徹底します。
- 2 現場には専従の警戒員を配置し、警戒に当たります。
- 3 工事・作業においては、港則法、海上衝突予防法の規定を遵守するとともに、作業船には海上衝突予防法に基づく灯火・形象物を掲げます。
- 4 通航船に支障がある場合には作業を中断し、作業船を移動するかまたはアンカーワイヤーを緩めて通行路を確保します。
- 5 夜間の作業は実施しません。（※実施する場合は、理由を添付するとともに別途夜間作業の安全対策を定めて下さい）
- 6 作業開始前には、船舶等の仕業点検を実施します。
- 7 作業船等の乗組員及び作業員には、ヘルメット、救命胴衣等の保護具を着装させます。
- 8 材料、資機材等が海面へ落下しないような措置を講じます。
- 9 流出の恐れがあるものについては、所有者名を表示し、又これらの係留設置にあたっては、流出の防止に努めます。
- 10 万一、工事用資機材等の流出があった場合は、発見回収に努めます。
- 11 気象情報、特に注意報等の発令に留意し、原則として次の場合には作業を中止するとともにこれ以下であっても状況に応じて中止します。

作業中止基準

風速10 m/s以上 波高1.5 m以上 視程1000 m以下 水中視界5 m以下

- 12 作業中、事故その他異常が発生した場合は、別添「緊急連絡系統図」により関係先へ連絡します。

以下は該当する場合に記入して下さい。

- 13 作業中は、常時警戒船を配備します。
- 14 作業船のアンカー位置を示す標識(※形状・塗色・灯色・灯質等を記入)を設置します。
- 15 磁気探査の結果、爆発物等の危険物が発見された場合には、直ちに下田海上保安部に連絡し、指示を受けます。
- 16 作業区域内のバースに船舶が係留中は作業は実施しません。
- 17 危険物積載船舶から30メートル以内では作業は実施しません。

共通安全対策記載例

※船舶の使用がない場合

- 1 現場には許可書または写しを携行し、同書記載の安全対策の各事項をすべて作業員に予め周知徹底します。
- 2 現場には専従の警戒員を配置し、警戒に当たります。
- 3 夜間の作業は実施しません。（※実施する場合は、理由を添付するとともに別途夜間作業の安全対策を定めて下さい）
- 4 作業員には救命胴衣等の保護具を着装させます。
- 5 材料、資機材等が海面へ落下しないような措置を講じます。
- 6 流出の恐れがあるものについては、所有者名を表示し、又これらの係留設置にあたっては、流出の防止に努めます。
- 7 万一、工事中資機材等の流出があった場合は、発見回収に努めます。
- 8 気象情報、特に注意報等の発令に留意し、原則として次の場合には作業を中止するとともにこれ以下であっても状況に応じて中止します。

作業中止基準

風速10 m/s以上 波高1.5 m以上 視程1000 m以下 水中視界5 m以下

- 9 作業中、事故その他異常が発生した場合は、別添「緊急連絡系統図」により関係先へ連絡します。

以下は該当する場合に記入して下さい。

- 10 作業区域内のバースに船舶が係留中は作業は実施しません。
- 11 危険物積載船舶から30メートル以内では作業は実施しません。

火気使用の安全対策記載例

(危険物荷役棧橋での工事等)

- 1 工事を行う前に、棧橋側責任者と工事内容等につき十分な打ち合わせを行います。
- 2 火気の使用に際しては、事前にガス検知を実施し、また、作業中も随時実施しながら安全確認を行います。
- 3 最寄りの消火栓にホースを接続しておき、直ちに使用できるようにします。
- 4 工事現場付近に持ち運び式消火器を用意しておき、直ちに使用できるようにします。

土運船、起重機船等のえい航作業の安全対策記載例

- 1 航路を横断する場合は、航路航行中の船舶に支障ないことを確認し、できるだけ速やかに最短距離を横断します。
- 2 ○○の乗組員には、救命胴衣を着装させます。
(○○には土運船、起重機船等を記載)
- 3 積載土砂の漏洩の無いよう十分な対策を講じます。(※土運船の場合)

夜間作業の安全対策記載例

- 1 作業に必要な照度が得られるように照明器具を配置し、安全を確保します。
- 2 照明の点灯に際しては、通航船舶に対して眩感を与えることの無いように照度、照射方向等を考慮します。
- 3 作業船等の船舶には法律で定められた灯火を表示し、事故防止に努めます。

潜水作業の安全対策記載例

- 1 潜水作業はフーカー式潜水にて行います。(スクーバ式の場合はスクーバ式と記載)
- 2 作業前には潜水士の健康状態の確認及び潜水機材の点検・整備を行います。
- 3 作業中は、潜水士船上(※潜水士船を使用しない場合は、栈橋上等、設置場をを記載)に国際信号旗A旗を表す信号板を掲げるとともに、見やすい場所に「潜水作業中」と表示した看板を掲げます。
- 4 潜水士船上(※潜水士船を使用しない場合は、栈橋上等)には補助員及び専従の警戒員を配置し、接近する船舶があれば旗やハンドマイク等により、注意を喚起します。
- 5 潜水作業を実施する前には現場の作業員や作業船に対し、十分に周知します。
- 6 潜水士と見張り員との連絡は水中電話(※その他の方法を用いる場合には、具体的な方法を記載)で行います。
- 7 潜水作業は、潜水作業安全施工指針(国土交通省港湾局監修)に基づき実施します。
- 8 潜水作業は2名1組のバディー潜水にて実施します。

【スクーバ式の場合のみ記載】

- 9 推進器や、船底弁等による事故を防止するため、事前に船舶の責任者と十分な打ち合わせを行い、事故防止のための措置が講じられたことを確認してから作業を開始します。(※船底調査等を実施する場合は、船橋、機関室等に貼る周知用ポスターを別に添付して下さい。)

【船底付近での作業を実施する場合に記載】

- 10 潜水作業を実施することについては、バース管理者(※具体的な名称を記入)と調整済みです。(※連絡した日時、担当者の所属、氏名を記載)

【バース付近で作業を実施する場合に記載】

- 11 気象情報、特に注意報等の発令に留意し、原則として次の場合には作業を中止するとともにこれ以下であっても状況に応じて中止します。

作業中止基準

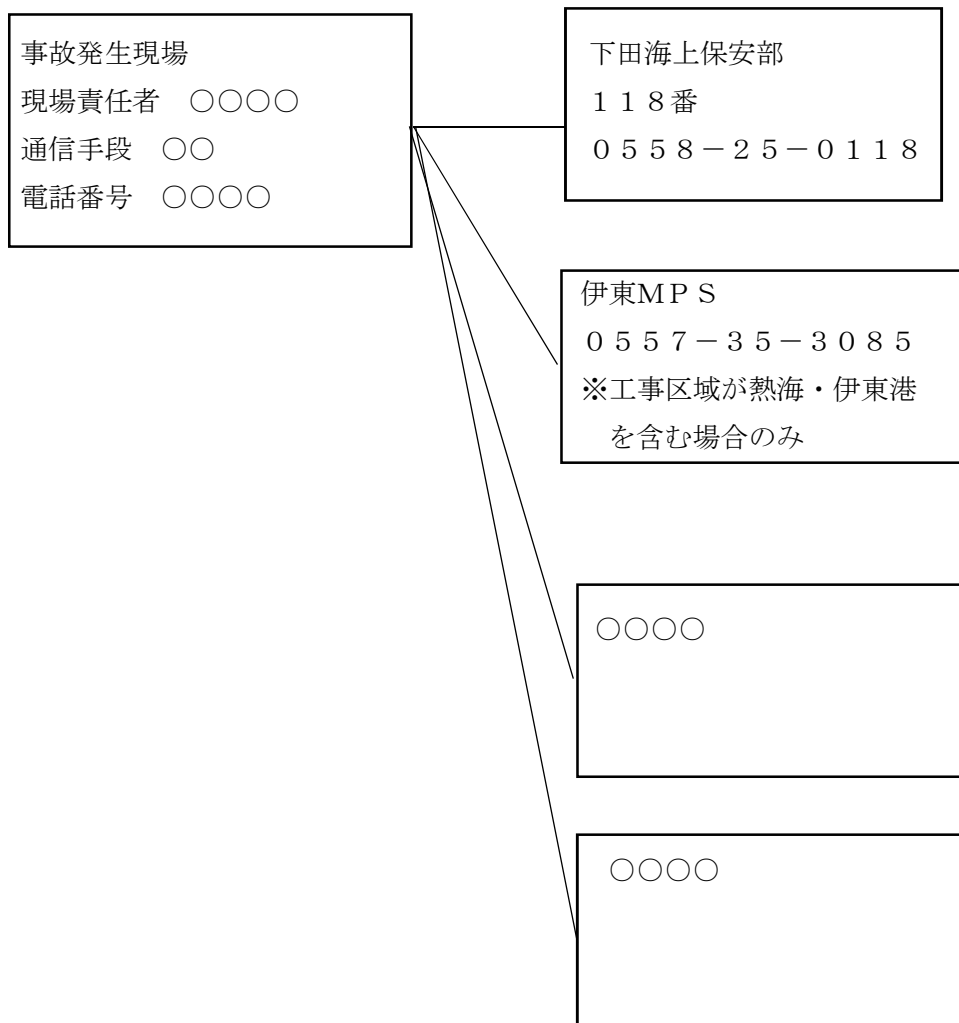
風速10m/s以上 波高1.0m以上 視程1000m以下 水中視界5m以下

潮流1ノット以上

緊急連絡系統記載要領

緊急時の連絡体制を予め定めることにより、迅速な対応を図ることが出来るため、次の要領にて記載して下さい。

なお、船舶電話から 118 番通報を行った場合、海上保安庁（霞ヶ関）へ、携帯電話及び一般固定電話から 118 番通報を行った場合は最寄りの管区海上保安本部へつながります。



使用船舶及び操船者一覧表

使用目的				
船名				
船舶番号				
総トン数				
船舶寸法				
形式・能力				
用途				
船舶所有者				
航行区域				
旅客				
船員				
その他の乗組員				
計				
有効期限				
交付機関				
電話番号				
船長氏名				
生年月日				
本籍				
免許種類				
免許番号				
交付年月日				
有効期限				
備考				

警戒船管理運用要領

1 目的

この要領は(注：会社名を記入)が施工する「注：工事名を記入」の実施に際し、当社が配備する警戒船の業務を的確に実施し、もって工事施工海域及びその付近海域における船舶航行の安全と工事の円滑な遂行を図り、事故防止に万全を期すことを目的とする。

2 警戒船の配備

(1) 本工事の実施期間中は、〇〇隻の警戒船を配備する。

(2) 配備する警戒船は、次のとおりとする。

- ・ 船名
- ・ 総トン数
- ・ 乗組員数

(3) 配備期間及び配備時間は、次のとおりとする。

- ・ 配備期間 (注：原則として、許可申請時期に合わせる)
- ・ 配備時間 (注：施工中のみの配備の場合は、原則として許可申請時間に合わせる)

3 警戒船の式及び通信連絡体制

3-1 警戒業務管理者及び警戒業務管理補助者

(1) 警戒業務を的確に処理するため、次のとおり警戒業務管理者1名及び警戒業務管理補助者〇〇名を置く。

	警戒業務管理者	警戒業務管理補助者
氏名		
生年月日		
略歴		
講習受講年月日		
受講証明書の番号		
講習実施機関		

- ・ 経歴(注：船長、専従警戒員、運行管理担当者、警戒業務管理員としての略歴を記入)

(2) 指揮系統は、次のとおりとする。



(注：夜間の配備がある場合は、各連絡先に夜間の電話番号も記入して下さい。)

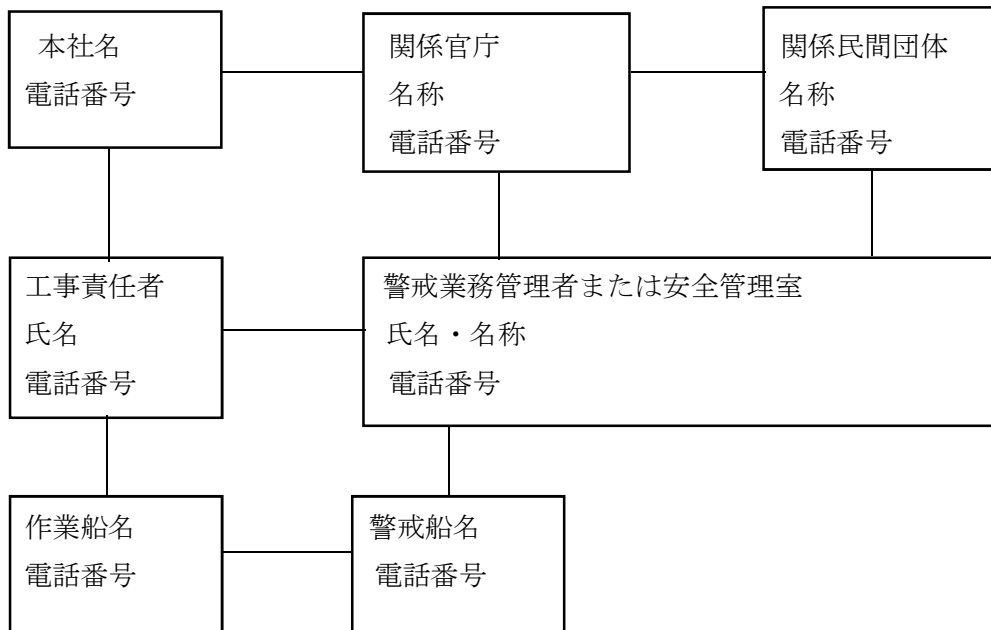
3-2 警戒船の船長

警戒船の船長には、次の者をあてる。

- ・ 船名
- ・ 氏名
- ・ 略歴(注：警戒船への乗船履歴を記入)
- ・ 受有海技免状または小型船舶操縦者免許証の種類 3-3 警戒船には、次のとおり警戒業務に専従する要員(以下「専従警戒要員」という)を○名乗船させ、警戒業務管理者の指揮の下に船長と協力して、本要領の定めるところにより警戒業務にあたらせる。
- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 略歴(注：警戒船への乗船履歴を記入)
- ・ 業務講習受講年月日
- ・ 受講証明書の番号及び当該講習実施機関

3-4 通信連絡体制

(1) 警戒業務実施中における警戒業務に関する通信連絡系統は、次のとおりとする。



(注：夜間の配備がある場合は各連絡先に夜間の電話番号も記入して下さい)

- (2) 警戒船は、常時連絡無線を聴取し、航行船舶からの質問に応じるほか、緊急事態の把握に努めます。
- (3) 通信連絡を行う場合の関係先電話番号及び警戒船の呼び出し名称は、別表のとおりとします。

4 警戒海域

警戒船が警戒すべき海域及び警戒船の配備位置は、別図に示すとおりとします。

(注：警戒区域、警戒船配備位置図を添付して下さい)

5 警戒船の性能

(1) 警戒船の性能は次のとおりです。

- ・総トン数
- ・最高速度
- ・長さ
- ・幅
- ・船橋における眼高

(2) 警戒船には、次のとおり装備します。

- ・連絡設備
- ・監視機材
- ・注意喚起機材
- ・表示機材
- ・その他

6 警戒業務実施要領

6-1 警戒船の業務

警戒船は、工事・作業の実施海域において、主として次の業務を行います。

- (1) 工事・作業や航行制限の内容に関する情報を通航船舶へ提供すること。
- (2) 工事・作業に従事する船舶の交通を整理すること。
- (3) 工事・作業の実施海域内の関連施設に異常接近しようとする船舶等に対して注意を喚起すること。
- (4) 工事・作業の実施海域内の関連施設及び工事・作業に従事する船舶に異常接近しようとする船舶等の監視を行うとともに、関係者にその状況を通報すること。
- (5) 工事・作業の区域を示す標識その他関連施設の異常の有無を監視するとともに関係者にその状況を通報すること。
- (6) 工事・作業の実施に伴って発生した海上交通の安全を阻害する事故に対し、人命の安全の確保及び被害の局限化のための必要な措置を行うこと。

6-2 基本的留意事項

船長及び専従警戒要員と協力して次の事項を実施しなければならない。

- (1) 警戒業務が的確に実施できるよう、船体、期間、機器等の保全に努めるとともに、警戒業務に必要な知識のかん養及び各種訓練の実施に努めること。
- (2) 乗組員の作業を明確に定めた部署配置表を船内の見えやすい場所に備え置くこと。

(3) 警戒業務実施方法の参考とするため、警戒業務記録簿を備え付け、警戒業務管理者から入手した情報、指示、警戒業務の引き継ぎ事項、実施概要等を記録すること。

6-3 警戒業務実施前の遵守事項

警戒船は、警戒業務管理者を通じ、次の状況を入手しなければならない。

- イ 工事・作業の状況
- ロ 作業船等の運行計画
- ハ 気象通報
- ニ その他必要な事項

6-4 警戒業務実施中における遵守事項

- (1) 警戒船は、工事・作業の情報を伝達するなど、一般船舶の安全航行について協力するものであって、他船に対する私事権や航法上の優先権を有するものではないことに留意する。
- (2) 警戒船は、港則法、海上交通安全法、海上衝突予防法等関係法令を遵守し、航行の安全を確保しなければならない。
- (3) 警戒船は、操船者及び専従警戒要員を、常時船橋に配置して見張りを厳重にし、レーダー等を活用して、工事区域への異常接近する恐れのある船舶の動静を早期に把握しなければならない。
- (4) 警戒船は、特別の指示による場合及び緊急の場合のほか、警戒区域を離れてはならない。
- (5) 警戒船は、緊急その他やむを得ない場合のほか、いたずらに他船に接近してはならない。
- (6) 警戒船は、巡視船艇から海難救助等の緊急措置について協力要請があった場合は、その旨を警戒業務管理者に報告し、指示を受け、これに協力しなければならない。

6-5 一般警戒の要点

- (1) 警戒船は、担当する区域内を適宜巡回し、航行船舶、作業船等の運航状況及び航行援助施設並びに気象、気象状況に留意し、定時に次の事項を警戒業務管理者に報告しなければならない。
 - イ 警戒区域内の状況
 - ロ 標識その他の関連施設の異常の有無
 - ハ 天候及び海上模様
 - ニ その他必要な事項
- (2) 警戒船は、作業船が一般船舶の航行を妨害する恐れのある場合等、航行の安全上必要と認められた場合は、警戒業務管理者に報告するとともに、作業船の交通の整理を行わなければならない。
- (3) 警戒船は、一般航行船舶等が工事・作業海域に異常接近する恐れのある場合と認めた場合は次の措置を講じ、事故防止に万全を期さなければならない。

イ 航行船舶等の進路及び速力等から判断して工事・作業海域に異常接近する恐れのある場合には、直ちに当該船舶に近づき、汽笛、拡声器、探照灯、赤旗等適切な手段により、注意喚起を行うこと。

ロ 接近防止のため、必要に応じ、接近を阻止する位置に占位して注意喚起を行うこと。

ハ 夜間にあつては、探照灯で工事・作業海域を表示する灯浮標や、海上作業施設等を照射して、前方または付近海域に危険の存在するところを早期に相手船に知らせること。

ニ 自船のみで進入を阻止することが困難と認められた場合には、早めに他の警戒船等の協力を求めること。

ホ 進入船舶があつた場合は、当該船舶に対し、早期に工事・作業海域外へ退避するよう協力を求め、必要に応じ誘導等の措置を講ずるとともに、次の事項を直ちに警戒業務管理者に報告すること。

(イ) 船種、船名（漁船にあつては漁船登録番号）

(ロ) トン数

(ハ) 国籍

(ニ) 仕出港及び仕向港

(ホ) 船舶電話番号

(ヘ) 代理店の住所、名称、電話番号

(ト) 進入の概要及び警戒船のとした措置

(チ) 損害の有無及び状況

(リ) その他参考事項

(4) 警戒船は、工事区域に設置された関連施設の異常の有無について監視を行い、異常が発見されたときは、直ちにその状況を警戒業務管理者に報告しなければならない。

(5) 警戒船は、工事区域及び警戒区域内で事故が発生した場合、直ちに現場に急行し、部署配置表に基づき必要な措置を講じるとともに、次の事項を警戒業務管理者に通報すること。

また、速やかに異常事態発生状況報告書を作成し、警戒業務管理者に提出すること。

イ 事故等の種類

ロ 発生日時

ハ 発生場所

ニ 事故の概要

ホ 措置の概要

ヘ その他参考事項

6-6 移動しながら行われる工事・作業の警戒の要点

(1) 警戒船は、原則として工事・作業に従事する船舶(以下「被警戒船」という)等から指

示または要請された位置に占位して、被警戒船と連絡を保ちながら警戒に当たらなければならない。

- (2) 被警戒船等と他船とが危険な見合い関係になる恐れがある場合には、直ちに相手船に近づき、サイレン、拡声器等適切な手段により、接近してくる船舶に事故防止の協力を求め、危険な見合い関係とならないように努めるとともに、直ちにその状況を被警戒船に連絡しなければならない。
- (3) 警戒船と被警戒船の間に、他船を割り込ませないよう措置しなければならない。

6-7 警戒船の運航中止状況

警戒業務管理者は、気象・気象等の状況を勘案のうえ、警戒船へ運航中止の指示を行わなければならない。

なお、運航中止の基準は、次のとおり。

風速 平均〇〇m/s以上

波高 〇〇m以上

視程 〇〇m以下

6-8 異常気象時の措置

- (1) 警戒船が気象・気象等の理由により退避する場合は、原則として現場付近海域とし、天候の回復次第、所定場所へ復帰しなければならない。
- (2) 警戒業務管理者が、気象・気象等の状況を勘案して待機を命ずる場合の待機場所は、その都度指定するが、原則として別図に示す場所とする。
(注：図面を添付すること)
- (3) 警戒船は、荒天候のため、待機し、又は、天候回復により復帰したときは、警戒業務管理者に報告しなければならない。
- (4) 警戒船は、荒天待機等で退避する場合は、緊急事態の発生に備え、他船の影響等により出動不能となることの無いよう錨地を選定しなければならない。
- (5) 警戒船は、視界不良等のため現場付近で退避又は待機する場合は、レーダー等を活用して航行船舶の動静把握に努めなければならない。

6-9 警戒船の交代等

- (1) 警戒船は、交代勤務のため基地を出発するときは、その旨を警戒業務管理者に報告し、必要な指示を受けなければならない。
- (2) 警戒船は、燃料・清水等の補給もしくは機関故障などのため、業務の遂行が出来なくなった時、又は交代警戒船と業務の引き継ぎを完了したときは、警戒業務管理者に報告しなければならない。
- (3) 警戒船は、交代警戒船と業務の引き継ぎを行った後でなければ原則として警戒区域を離れてはならない。
- (4) 引き継ぎ事項は次のとおりとし、これを確認のうえ、警戒船記録簿引き継ぎ事項欄に記載しなければならない。

イ 業務の実施状況及び今後の予定

ロ 航行船舶の動静

ハ 船体、機関、機器、警戒業務実施上必要な設備、通信設備等の現状

ニ 燃料、清水等船用品類の保有状況

ホ その他警戒業務実施上必要な事項

(5) 船長は、交代して勤務については、その旨を警戒業務管理者に報告しなければならない。

(6) 警戒船が勤務を交代して基地に帰投したときは、専従警戒員は、警戒業務実施中の状況を警戒船日報に記載し、警戒業務管理者に提出しなければならない。

7 管理運用体制

7-1 警戒業務管理者は、主として次の業務を行わなければならない。

(1) 警戒業務の統括及び実施の確保に関すること。

(2) 警戒船の運用及び警戒業務の実施に関し必要な情報の収集及び専従警戒要員に対する当該情報の伝達に関すること。

(3) 警戒業務の実施に関し、警戒船及び下田海上保安部との連絡に関すること。

(4) 警戒船の船長及び専従警戒要員に対する工事・作業の内容の周知に関すること。

(5) 警戒船乗組員の教育・訓練に関すること。

(6) その他警戒業務の実施に関し必要な事項に関すること。

7-2 警戒業務管理補助者の職務

警戒業務管理補助者は、警戒業務管理者の職務を補佐するものとする。

7-3

(1) 警戒業務管理者は、事前に警戒船の運用計画を策定して、警戒船の船長に指示しなければならない。

(2) 事前の運用計画においては、次の事項を明確にしなければならない。

イ 警戒船の行動に関すること。

ロ 燃料及び清水等の補給に関すること。

ハ 警戒船及び乗組員の交代に関すること。

ニ 特殊作業に関すること。

ホ 乗組員の研修、訓練に関すること。

ヘ その他必要な事項。

(3) 警戒業務管理者は、休暇等の事由により警戒業務管理者として職務を行うことが出来ない場合における当該職務の代行者を予め警戒業務管理補助者の中から指名しておかななければならない。

(4) 警戒業務管理者は、警戒船が警戒業務に従事している間は、警戒船の行う業務実施状況を把握できる事務所に自ら勤務するか又は代行者を勤務させなければならない。

(5) 警戒業務管理者は、当社が別途設置している工事責任者又は陸上支援組織(以下「工事関係者」という)との連絡を密にし、警戒船が必要とする情報の提供を受けてそれを警戒船に提供し、また警戒船から報告のあった異常接近船に関する情報や、警戒区域内で発生した事故に関する情報、巡回中に発見した工事・作業関連施設の異常に関する措置等を工事関係者へ提供しなければならない。

8 警戒船乗組員の教育、訓練

(1) 警戒業務管理者は、警戒船乗組員に対し海上交通関係法令、緊急事態発生時の措置等開会業務に必要な教育及び実地訓練を警戒業務開始前に 1 回実施し、その後毎月 1 回以上実施しなければならない。

(2) 警戒業務管理者は、本工事に類似した他工事・作業の工事区域で発生した海難その他の事故事例を調査研究し、警戒船乗組員に対し、周知徹底を図らなければならない。